

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度

原因分析委員会第四部会

1. 事例の概要

2回経産婦。妊娠35週2日、妊産婦は下腹部痛と恥骨部痛があり搬送元分娩機関へ連絡し受診した。胎児心拍数陣痛図上、心拍数基線は140～150拍/分、基線細変動は保たれ、一過性頻脈も認められた。子宮口は閉鎖、出血は付着程度であった。医師は、リトドリン塩酸塩の点滴を指示した。受診から15分後、自然破水とともに胎児心拍数60拍/分台へ低下がみられ、回復はみられず徐脈となった。臍帯脱出は認められなかった。体位変換、酸素投与が行われた。医師は、常位胎盤早期剥離又は子宮破裂を疑った。母体救命および新生児蘇生が必要と判断され、徐脈発生から15分後、当該分娩機関へ母体搬送となった。

当該分娩機関到着時、胎児心拍数は30～40拍/分であった。到着から11分後に帝王切開で児が娩出された。手術時、開腹と同時に血性腹水がみられ、直下に児が確認された。胎盤娩出時、胎盤は既に剥離しており、牽引で容易に娩出された。前回帝王切開の切開創およびその右端近くから下方（頸管側）に向けて裂傷が認められ、子宮破裂と診断された。血性羊水がみられ、胎盤病理組織学検査では、うっ血と絨毛血管増殖症を認め、胎盤虚血の存在が示唆されるとの所見であった。

児の在胎週数は35週2日、体重は2414gであった。臍帯動脈血ガス分析値は、pH6.573、PCO₂152.6mmHg、PO₂24.0m

mHg、 HCO_3^- 13.2 mmol/L、BE - 2.5 mmol/Lであった。出生時、啼泣はみられず、マスク・バッグによる人工呼吸施行後、気管挿管が行われた。アプガースコアは生後1分3点（心拍2点、皮膚色1点）、生後5分4点（心拍2点、皮膚色2点）であった。当該分娩機関のNICUに入院後、人工呼吸管理となった。Sarnat分類で重症と診断され、脳低温療法の適応と判断され高次医療機関NICUへの転院が決定された。

高次医療機関NICU入院後、生後4時間より脳低温療法が開始された。頭部超音波断層法では、脳室拡大、脳室周囲白質軟化症、脳室内出血の所見は認められなかった。生後31日の頭部MRIでは、T1強調像で両側基底核に境界明瞭な小さな高信号域、T2強調像で低信号域を認め、低酸素脳症に伴う脳壊死が示唆されるとの所見であった。

本事例は、診療所から病院へ母体搬送された事例であり、搬送元分娩機関では、産科医2名と、助産師3名、看護師1名、准看護師1名が関わった。当該分娩機関では、産科医4名、小児科医1名、麻酔科医2名と、助産師2名、看護師4名が関わった。

2. 脳性麻痺発症の原因

本事例における脳性麻痺発症の原因は、子宮破裂による胎児低酸素・酸血症であると考えられる。子宮破裂の原因は特定できないが、2回の帝王切開既往であったことから、既往帝王切開時の切開創癒痕部に脆弱な部分が存在し、切迫早産に伴う子宮収縮による子宮内圧上昇によってこの部分が破裂した可能性が高い。子宮破裂が開始した時期は、妊産婦が痛みを感じ始めた頃で、完全子宮破裂に至ったのは、胎児心拍数が急に低下した頃と考えられる。

3. 臨床経過に関する医学的評価

妊娠中の管理は一般的である。妊産婦からの問い合わせに対し来院を指示したことは適確である。搬送元分娩機関において、分娩監視装置を装着したこと、内診を行ったこと、リトドリン塩酸塩の点滴を指示したことは一般的である。破水後の胎児心拍数低下に対して、体位変換、酸素投与を行ったことは一般的である。常位胎盤早期剥離又は子宮破裂を疑い、母体救命および新生児蘇生が必要と判断し、当該分娩機関に母体搬送を依頼、救急隊の要請を行ったことは医学的妥当性がある。

当該分娩機関において、救急外来到着から11分後に児を娩出したことは適確である。臍帯動脈血ガス分析を施行したことは一般的である。胎盤病理組織学検査を施行したことは適確である。出生後の蘇生処置は一般的である。脳低温療法が必要と判断し、児を対応可能な高次医療機関NICUに搬送したことは一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

本事例のようなハイリスク妊娠を自施設で管理するか、今後の方針を検討することが望まれる。

(2) 当該分娩機関

特になし。

2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

特になし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

子宮破裂の調査・研究について

子宮破裂は極めてまれな疾患であるため、大規模な臨床的な疫学調査はほとんどない。リスクファクターの抽出など再発予防のための調査研究が望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

特になし。